

《海外の刑事政策のいま》

第153回国際高官セミナー  
「女性犯罪者の処遇」の概要  
～アジ研国際研修レポート③～

田代晶子

1 はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）は、国際連合と日本政府間の協定に基づいて昭和37（1962）年に設立された各国の刑事司法実務家を対象とする国際研修及びセミナー（以下、併せて「国際研修」という。）の開催、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する調査研究を目的とする地域研修所である。国際研修は、アジ研教官による講義に始まり、研修テーマに関する各国（日本人研修生の場合には各組織）の制度や取組状況等に関する発表、専門家による講義が続き、研修後半にはグループ討議との発表が行われる。

本号で紹介するのは、平成25年1月9日から2月8日までの間に「女性犯罪者の処遇」をテーマとして行われた第153回国際高官セミナーの概要である。同セミナーには、海外から15名（12か国）、国内から7名の合計22名の女性犯罪者処遇に関わる実務家等が参加し、海外から3名の客員専門家（Visiting Expert（VE））、国内から5名の専門家（Ad-hoc Lecturer）を招いて講義を頂いたほか、保護司との意見交換会、刑事司法機関の見学等を行った。

なお、前号までと同様、本シリーズで紹介する内容は、講義、討議、発表の完全な要約ではなく、筆者が興味深く感じ、読者の皆様にも知りていただきたいと思った事項を中心としたものである。言語の障壁もあ

り、内容の正確性については万全を期し難いが、本セミナーで得られた女性犯罪者に関する貴重な情報を少しでも多くの方々に提供できればとの思いから執筆したことを御理解いただければ幸いである。

## 2 本セミナーの趣旨・目的

本セミナーが、そのテーマとして「女性犯罪者の処遇」を取り上げた趣旨・目的は以下のとおりである。

女性犯罪者の処遇は、従来、その数が男性に比して少なかったことなどから、あまり注目されることがなかったが、近年、各国で女性犯罪者（特に被収容者）が増加傾向にあることなどを受けて、その処遇の充実を図る要請が高まってきた。2010年12月、国連総会において「女性被拘禁者処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則」（通称「バンコク・ルールズ」）<sup>1</sup>が採択されたのも、そのような要請の国際的高まりを示している。

そこで、女性による犯罪の原因（文化的、経済的、生物学的等）や女性犯罪の特性（罪種、動機等）を分析した上で、刑事手続（捜査、公判、施設内処遇・社会内処遇）の段階において、女性の生物学的、心理学的又は社会的な特性等を十分に踏まえた人権上の配慮、改善更生・社会内再統合のための方策、再犯防止策等について検討することを目的に、本セミナーを開催することとした。

## 3 バンコク・ルールズの概要

まず、本セミナーの柱ともいるべきバンコク・ルールズについて紹介する<sup>2</sup>。

バンコク・ルールズは、「被拘禁者処遇最低基準規則」<sup>3</sup>及び「非拘禁措置に関する国連最低基準規則」<sup>4</sup>（通称「東京ルールズ」。）では不十分であった女性犯罪者特有のニーズに配慮した処遇の原則を規定することを主目的として、これら規則の補完規則として策定された。条約ではなく、法的な拘束力はないが、各国が、その法律的、経済的、社会的及

び地理的条件を考慮に入れながら、充足に努力すべき国際的な基準としての意味を有する。

バンコク・ルールズは4編全70規則から構成されており、その概要は以下のとおりである。

### 第1編 女性被拘禁者に係る一般規則

第1編は、施設の管理一般について規定している。規則1で、被拘禁者処遇最低基準規則6条に規定された非差別原則の実現のためには、女性被拘禁者特有のニーズを考慮に入れる必要があり、実質的な男女平等を達成するために、そのようなニーズに応えることは差別に当たらない旨を述べた上で、入所直後の配慮、保健衛生上の配慮（十分な水や生理用品の支給等）、医療上の配慮（HIV等の性感染症対策、子宮がん・乳がん検診の実施、女性医療スタッフによる対応等）、メンタルヘルス（自傷行為、物質乱用等）面での特別な配慮、身体搜索に当たっての尊厳の保持、妊娠婦に対する拘束具の使用の禁止、遠方に居住する家族等との外部交通への便宜等、女性被拘禁者に対してあるべき処遇の原則が示されている。また施設職員が女性被拘禁者処遇について十分な研修を受けなければならないことも規定されている。（全39規則）

### 第2編 特別なカテゴリーの女性被拘禁者に適用される規則

受刑者（既決被収容者）に係る女性特有のニーズに応じた分類、アセスメントや処遇（特に、過去の暴力や、メンタルヘルス、物質乱用、子の養育等に配慮したもの、社会的関係及びアフターケア）の実施、外国人、先住民族、少数民族、妊娠婦、授乳中や子を同伴する母親（子を母親から分離するに当たっての配慮を含む。）等に対する、女性被拘禁者それぞれの事情に応じたサービスの提供と処遇の実施について規定されている。（全17規則）

### 第3編 非拘禁措置

東京ルールズを補完し、女性犯罪者に応じた非拘禁措置（社会内処遇）が行われるべきこと、女性の特性に応じた拘禁の代替措置は、女性の被害体験や子の養育義務などの女性特有のニーズに応じたものでなければならぬこと、非拘禁措置に係るNGO等の活用、女性の保護的措置実施時の配慮、女性の犯罪につながる要因である家庭内暴力の被害や性的虐待に対するカウンセリングやセラピー、精神障害のある者への適切な治療、適職に就かせるための教育や訓練の実施、性差に応じた薬物乱用者処遇プログラムの実施等が規定されている。また、女子少年についての施設収容が最大限避けられなければならない旨や人身取引の被害となった女性の保護についても触れられている。（全10規則）

### 第4編 調査、研究、評価及び市民の意識向上

女性犯罪者の社会内再統合のためのプログラム開発や効果的な政策の基礎としての調査研究の必要性を規定する。具体的には女性の犯罪の特徴、女性が犯罪に至る原因、拘禁が女性やその子に与える影響等に係る調査研究が掲げられている。また、女性の社会復帰やその子の利益に資するため、女性が犯罪に至る原因や犯罪予防策、女性矯正施設の実態につき、メディアや研究を通じて、市民に公表すべきことが規定されている。（全4規則）

#### 4 タイ王国パッチャラキティヤパー王女の特別講義概要

本セミナーにおいては、バンコク・ルールズ成立のイニシアチブをとられたタイ王国のパッチャラキティヤパー王女殿下（以下「王女殿下」という。）をお招きし、特別講義を頂くという貴重な機会を得た。

王女殿下は、タイ王国の検察官として活躍された後、現在は、同国の在オーストリア大使兼ウィーン国連機関代表部大使をお務めになっている。2012年には、国連犯罪防止刑事司法委員会の議長を務められるなど、刑事司法分野における国際的な御活躍が顕著である。

以下、女性犯罪者処遇に係る王女殿下の特別講義の概要を紹介する。

- ・王女殿下は、2001年にタイのバンコク中央女性刑務所を視察した際、女性被収容者や共に収容されている罪のない子どもたちに十分なケアや機会を保障するための意識啓発を図る必要を感じ、2006年に「カムランジャイ・プロジェクト」を立ち上げた。「カムランジャイ」とは英語で「inspire」の意味である。プロジェクトの内容は、女性被収容者に対する心理面の支援、妊娠中の女性被収容者に対する支援、刑務所内で子を同伴する女性被収容者に対する支援のほか女性被収容者の職業訓練の機会の付与等である。
- ・被拘禁者処遇最低基準規則採択以降人権に関する国際準則が進歩する中で、特に1980年の第6回国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）以来、女性被拘禁者の人権を見直す声が高まっていた。王女殿下は、2008年、女性被収容者の待遇改善について国際的に啓発し、これを国際準則に結び付けることを目指す「ELFI（Enhancing Life of Female Inmates）プロジェクト」を立ち上げた。同プロジェクトが身を結び、翌2009年、タイ国法務省がバンコク・ルールズ素案作成のための専門家会合を開催し、最終的に、2010年12月にバンコク・ルールズが国連で採択された。
- ・バンコク・ルールズは被拘禁者処遇最低基準規則をモデルとしながらも、同規則では不十分であった女性犯罪者（成人及び少年）特有のニーズに言及することを主目的としている。（王女殿下が言及されたバンコク・ルールズの概要については、本稿3に記載したため、省略。）
- ・バンコク・ルールズ実施のためには、情報の普及・翻訳、経験及びベスト・プラクティスの共有、そして人材育成や技術支援活動といった多様なアプローチが必要である。政策立案及び啓発活動に資する実証的根拠に基づく研究が求められる。
- ・さらに、タイ王国法務省は、タイ王国法務研究所（Thailand Institute

of Justice。以下「TIJ」という。)を2011年に設立した。TIJは、現在、女性犯罪者の分類に関する基礎研究及びバンコク・ルールズ実施状況を評価するチェックリストの開発に取り組んでいる。タイの女性受刑者500人に対する調査(アンケート調査及び必要に応じた面接調査)も実施した。

- ・国連加盟国全てがバンコク・ルールズの促進に努める必要がある。ELFIプロジェクトの開始から、タイはこの分野で国連薬物・犯罪事務所(UNODC)と緊密に連携してきた。そして、TIJとUNODCが共催で本年バンコク・ルールズに関する重要な会合をバンコクで行う予定である。一つ目は、「バンコク・ルールズ実施に関する東アジア太平洋地域会合」(2月)、二つ目は、「バンコク・ルールズに基づいた研修体制の開発に関するASEAN専門家会合」(3月)である。
- ・さらに、2015年に経済統合を実現予定の東南アジア諸国連合(ASEAN)共同体との関連で、この問題に対する協力に焦点を当たい。第一に、ASEAN共同体内の犯罪防止・刑事司法に関する法律、規則等を体系的に調和させる必要がある。第二に、刑事司法職員等に対する効果的な人材能力開発及び研修プログラム及びその分野における実証的根拠に基づいた研究の推進についての検討が必要である。TIJもこうした取組に協力していく用意がある。
- ・最後に、2015年にカタールで行われる第13回コンгрスにおいて、犯罪防止・刑事司法に関する国連規則の果たす役割(特に女性や子どもの処遇に関して)に関するワークショップが予定されている。これは、バンコク・ルールズの実施から5年経過後の実施状況を振り返り共有する機会となるだろう。

## 5 参加各国における女性犯罪者処遇の状況

セミナーの前半、各国研修参加者より、参加各国における女性犯罪や女性処遇に係る諸問題に係る発表がなされた。

### ア 女性被収容者<sup>5</sup>数

参加各国における女性被収容者数は次表のとおりである。

国	人 数 (%)	増加率(比較年)
バングラデシュ(2008年)	3,100 (2.8%)	162% (2003年)
ブラジル(2011年)	35,596 (6.9%)	352% (2000年)
ジャマイカ(2007年)	245 (5.2%)	-33% (2003年)
ヨルダン(2011年)	185 (3.0%)	0% (2005年)
ケニア(2009年)	2,081 (4.5%)	140% (2001年)
メキシコ(2011年)	10,072 (4.5%)	140% (2001年)
ネパール(2010年)	737 (6.9%)	338% (2002年)
ナイジェリア(2011年)	908 (1.9%)	128% (2000年)
フィリピン(2010年)	7,728 (8.1%)	232% (2001年)
サモア(2007年)	26 (11.3%)	186% (2000年)
タイ(2010年)	29,175 (14.6%)	123% (2000年)
シンガポール(2010年)	1,249 (9.7%)	111% (2000年)
日本(2010年)	5,305 (7.1%)	161% (2000年)

(注)

1 World Female Imprisonment List (second edition)  
([http://www.upf.edu/mastercriminologia/\\_pdf/12\\_13/ART2\\_Wprld\\_Female\\_Prison\\_Population\\_FIL\\_2nd\\_edition.pdf](http://www.upf.edu/mastercriminologia/_pdf/12_13/ART2_Wprld_Female_Prison_Population_FIL_2nd_edition.pdf))より引用。成人、少年、未決者を含む刑事施設(Penal Institutions)に収容されている者の数。なお、参考までに、本調査によると、世界の国で、全被収容者のうち、女性の占める割合の多い国は1位モルディブ(21.6%)、2位香港(20.0%)、3位バーレン(18.5%)、4位アンドラ(16.4%)、5位マカオ(14.8%)、6位カタール(14.7%)、7位タイ(14.6%)である。

2 表中の国の覧の( )は、統計をとった年、人数欄の(%)は、全被収容者のうち女性が占める割合、増加率は、比較年の件数で除した割合(%)である。

多くの参加国において過剰収容の問題が深刻化しているが、女性矯正施設についても、例外ではなく(バングラデシュ、ブラジル、フィリピン、タイ)、例えばブラジルでは、全国で女性被収容者の収容定員は2万1,936人であるところ、2012年11月現在、3万6,000人余りの被収容者が収容されていることから、女性被収容者の収容率は164%であるとのことであった。

紙面の都合により全ての発表について逐一紹介することは困難であるが、各国セミナー参加者からの発表のうち、共通点や特筆すべき事項等

は以下のとおりであった<sup>6</sup>。

#### イ 女性による犯罪の罪種

参加国にはほぼ共通していた傾向として、女性による犯罪の罪種につき、財産犯や薬物犯罪の数（割合）が多い。例えば、

- ・ ブラジルの女性被収容者の罪種のうち、最も多いのが薬物犯（56.4%）、続いて財産犯（27.1%）であった。
- ・ ネパールの女性被収容者の罪種の上位3種は薬物犯罪（32%）、殺人（謀殺）（24%）、人身売買（17%）であった。
- ・ シンガポールの女性犯罪の罪種の上位3種は、薬物犯罪（78.7%）、商業犯罪（9.3%）、財産犯（8.1%）であった。

ユニークなものとして、ナイジェリアでは、薬物犯、財産犯に加え、男性共犯と共に謀し、武装強盗に関与する女性の数が増加しているとのことであり、ケニアで女性被収容者に多い罪名として、暴行、浮浪、不法投棄、違法狩猟、違法酒類醸造販売、売春、ネグレクト、児童売買、薬物売買、詐欺、殺人が挙げられた。

なお、薬物犯については、国によって、薬物使用の処罰の在り方に差異があるため、薬物犯が多いといっても、薬物使用により処罰されている者の多い国と薬物の売買により処罰されている者が多い国とがあった。ただし、受刑の理由となっている犯罪が薬物犯罪でなくとも、女性犯罪者にはいわゆる薬物依存やアルコール依存の問題を抱えた者が多いとの報告があり、例えば、シンガポールでは、女性被収容者のサンプル102名のうち、36%が薬物乱用によりストレス・コーピングをしているとの報告であった。

また、犯罪における役割においても家族の犯罪を隠ぺいしたり、薬物取引を助ける等の従犯的な役割を負う者が多いことをあげる者があった。

#### ウ 女性犯罪の背景等

女性の犯罪の背景には、貧困があるとし、生活の糧として薬物売買の

手伝い、窃盗、売春等の犯罪を行うとする報告が多く、ネパールからは、女性被収容者の経済状況のうち「極めて貧困」が60%であるとの報告があった。関連して、教育不足や技能不足により、適切な職を得ることができないことも女性の犯罪の反復を招く原因となっているとの報告もあった。

また、女性犯罪者が十分な教育を受けておらず、識字率が低いため、自律的に善悪の判断ができないことにより誘われるままに従属的に犯罪に至る女性が存在するとの指摘もあった。

一方、ジャマイカでは、従前は、貧困、低教育等からくる犯罪が多かったが、現在は、知能犯的な者が増え、社会的・心理的な要因を含め、犯罪背景は複雑化している旨の報告があった。

女性犯罪者には、性的又は身体的な被虐体験のある者が多いとの報告が多数あり、サモアでは、女性被収容者の75%が何らかの被虐体験を有し、シンガポールでも、女性被収容者のサンプル102名のうち、45%の者が何らかの被虐体験を有することであった。

#### エ 女性犯罪者特有の処遇上の問題

女性犯罪者には、女性特有の生物学的、心理的、社会的特性に基づく女性ならではの処遇上の問題も存在する。各国からの報告から認められた問題をいくつか掲げる。

まず、いくつかの国において、性感染症（特にHIV）に関する問題が指摘されていた。所内での感染を防ぐ配慮や罹患者に対する差別をなくす職員側の教育についても言及された。

女性矯正施設が少なく、女性が居住地から遠方の矯正施設に収容されるため、家族との面会が阻害され、社会復帰に重要な要素である家族調整が円滑にいかなくなるとの問題を指摘する者もあった。

女性被収容者による所内での自傷行為や自殺企図について多くの言及があった。一方、日本の矯正施設で問題となっている摂食障害については、他の参加国から特に目立つケースとして報告されなかった。

#### オ 女性犯罪者に対する処遇プログラム等

セミナー参加者から報告のあった各国の女性矯正施設における処遇プログラム／教育プログラムにはおおむね以下のようなものがあった。

\*教科教育（読み書き指導、初等教育、高等教育）

\*職業訓練（洋裁、織物、刺繡、編み物、料理、フラワー・アレンジメント、ビーズ細工、工芸、美容師、マッサージ、コンピューター関連、商業教育、接客）

\*心理・精神的ケア（カウンセリング、各種行動改善プログラム、宗教教誨）

\*レクリエーション（合唱、合奏、ダンス、運動）

\*各種行事（運動会、文化祭、ファッションショー）

シンガポールでは、いわゆる「カナダ・モデル」（又はRNRモデル）<sup>7</sup>による、実証的根拠に基づく処遇が導入されており、既に科学的な再犯予測アセスメントツールが導入されているが、現在女性のニーズに応じた女性専用のアセスメントツールが試行的に使用されているとの報告があった。各種職業訓練、教科教育に加えて、主として認知行動療法に基づく各種処遇プログラムが実施されており、原則として男女共通のものが行われているが、女性に対して行うときは、過去の被虐体験によるトラウマと犯罪の関連に焦点を当てるなど、女性に即したものに改変して実施されているとのことである。

#### カ 妊産婦や女性受刑者の子供に対する配慮等

参加国が多くから、矯正施設内で子の養育ができる制度となっている旨が報告された。

母親が同伴する子が所内で生活できる期間は国によって異なる。

フィリピン、タイでは1歳に達するまで子を同伴することができ、ブラジルでは2歳まで育児ユニットで過ごさせ、現在、2歳以上7歳未満の子を生活させるユニットを設置するプロジェクトを進めているとのこ

とであった。

メキシコでは、子が6歳に達するまで所内で母親と生活できるとのことであった。

ネパールでは、一部の例外（国家反逆罪、殺人罪又は終身刑受刑者）を除き、妊娠6月から出産後2月までの間、女性受刑者は釈放され、産んだ子が2歳に達するまで刑務所で過ごすことができることであった。

シンガポールでは、出産した子は原則として親族等に養育させるか、福祉施設等に預けることとなっているが、これが適わない場合に限り、子が3歳に達するまで、所内で養育することができるとのことであった。

#### キ 外部交通等

家族面会が被収容者にとって楽しみであることや、特に女性の場合は出所後の家族調整のために重要であることはいずれの国でも共通のようであった。しかし、いくつかの国では、女性受刑者は、男性に比して、家族（特に夫や交際相手）から見捨てられることが多いこと、女性受刑者に対する社会のステigmaは強く、社会的制裁を強く受けたため、これが社会復帰を阻害していることが指摘された。

フィリピンの女性刑務所には、優遇措置として、女性受刑者の家族や子供と共に宿泊できる「オープンハウス」と呼ばれる施設があるとのことであった。

各種ボランティア団体や宗教篤志家による面会についても、いくつかの国から言及があった。ジャマイカの参加者からの報告によれば、女性の方がストレスコーピングの手段として宗教に頼る確率が高いという研究結果があり、女性被収容者は熱心にミサ等の宗教行事に参加することだった。

#### ク 社会内処遇について

参加各国から、女性犯罪者に対する社会内処遇の充実化の必要性が挙

げられた。特に、社会内処遇が未だ導入されていないネパールのセミナー参加者は、今後、社会内処遇の導入が喫緊の課題であると述べたほか、タイのセミナー参加者は、タイの深刻な女性刑務所の過剰収容の現状にかんがみ、保護観察のより積極的活用に加え、例えは自宅拘禁や電子監視を含めた、より多くの社会内処遇のオプションが検討されるべきであるとした。

## 6 海外専門家の講義概要

今回のセミナーにおいてアジ研が海外から招聘した客員専門家（VE）及びその講義概要是下記のとおりである（講義順）<sup>8</sup>。

- (1) パトリシア・ヴァンフォーヒス（Patricia Van Voorhis）博士（米国 シンシナティ大学刑事司法学部名誉教授）
  - ・アメリカでは1990年から2000年にかけて、女性犯罪者（施設内処遇、社会内処遇を受けている者）の増加率が男性犯罪者の増加率より高かった。女性犯罪者の増加の原因は主として薬物犯罪の増加及び不十分な精神科医療に起因するとされている。
  - ・2004年末の受刑者の男女別罪名を見ると、男性は、暴力犯（53%）、財産犯（20%）、薬物犯（19%）となっているのに対して、女性は、暴力犯（34%）、財産犯（31%）、薬物犯（29%）となっている。
  - ・従来の矯正処遇は、ハード面でも、ソフト面でも、男性犯罪者をターゲットとして策定されたもので、少数である女性犯罪者に対しては、男性用のものを女性に適合するようにアレンジして使用してきた。実証的根拠に基づく処遇（EBT）の基礎となるメタアナリシスにおいても、サンプルはほとんど男性である。
  - ・近年、アメリカでの犯罪者処遇は「実証的根拠に基づく処遇」に基づいて行われている。これは、RNR モデル<sup>9</sup>又は主としてカナダで開発されたため「カナダ・モデル」とも言われるが、統計に基づく（保険数理式）リスク・アセスメントツールにより犯罪者の再犯危険性を高・中・低に分け、再犯危険性の高い高リスクの者には高密度の処遇

をし、低リスクの者には低密度の処遇をするなど、処遇密度を犯罪者の再犯リスクに合わせること（リスク原則）、犯罪に繋がる要因であるリスク・ファクター（再犯危険因子）を特定し、そのリスク・ファクターに焦点を当てた処遇を行うこと（ニーズ原則）、処遇を行う際は、その犯罪者の学習効果が最大化される方法・手法による処遇を行う（反応性原則）というものである。

- ・アンドリューズ及びボンタ<sup>10</sup>は、犯罪者全般のリスク・ファクターの主要 8 種 (Central 8) は①犯罪歴（有罪宣告歴）、②反社会的態度、③反社会的人格パターン、④反社会的な対人関係、⑤家族、婚姻上の問題、⑥仕事や学校での問題、⑦物質乱用、⑧余暇・娯楽上の問題であるとしている。
- ・しかしながら、上記主要 8 種のリスク・ファクターは、必ずしも女性の再犯を最も的確に予測し、女性の処遇上のニーズを浮かび上がらせるものとなっていない。（アメリカの）女性犯罪者に目立つ特徴は、身体的、性的虐待の被害者であること、薬物乱用の問題、健康問題、メンタルヘルス、貧困、ホームレス、不健全な男女関係、子の養育の問題、低い自己効力感の問題等である。さらには、男性とは異なる「女性が犯罪に至る典型的な道筋（pathway）」がある。これは、被虐体験→精神状態悪化→薬物乱用→犯罪というもの、又は幼少期の被虐体験→家出→売春→不健全な人間関係→薬物乱用→犯罪などである。つまり、これらの女性の特徴や女性の犯罪に至る道筋が男性と異なるとすれば、リスク・アセスメントツールやリスク・ファクター、処遇の方法を男性と女性とでは、変えていかなくてはならないということである。男性をターゲットとして策定されたものを少し改変して使用すれば良いというものではない。
- ・そこで、私は、北米で広く使用されている LSI-R というリスク・アセスメントツールに補完的に使用する女性用のリスク・アセスメントツールの策定を試みた。なお、LSI-R は、女性にも有効性は認められており、これを否定する趣旨ではなく、より再犯予想精度を向上させ

- ることと、女性特有のリスク・ファクターを浮かび上がらせ、女性に応じた処遇を可能とするよう、補足的に使用するものである。
- 私の研究によれば、女性特有のリスク・ファクターとして重要なものは、①精神科診断・治療歴、②鬱、不安の症状、③精神的症状（幻覚、幻聴、強い不安、希死念慮）、④幼少期の被虐体験、⑤成人後の虐待体験、⑥不健全な人間関係、⑦子の養育上のストレス、⑧安全な居所、⑨自己効力感・ストレングスである。博士は、これらにより女性のリスクの高低、リスク・ファクターを特定するアセスメントツールであるWRNA（Women's Risk/Needs Assessment）を、アメリカ国立矯正研究所（National Institute of Corrections（NIC））の援助を受けて2010年に策定した。同ツールは、150の質問項目により成り立っており、現在、アメリカの25の矯正施設や保護観察所で使用されている。
  - 正確なアセスメントや効果的な処遇のためには、調査者／処遇者の面接スキルを向上させる必要がある。特に女性犯罪者の中には、対人関係の持ち方のまざさにより処遇者側に不信感を持つために防衛的になる者や逆にやたらと処遇者側にあれこれ質問を投げかけてくるなど面接の枠組みを壊す者がおり、面接のしにくさがあることが経験的に知られている。近年多く使用されており、女性にも効果的な面接技法の一つが動機づけ面接法（Motivational Interviewing）<sup>11</sup>である。
  - 女性犯罪者処遇のケースマネージメントとしては、ヴァンディーテン（Van Dieten, 2008）によるWOCMM（Women Offender Case Management Model）<sup>12</sup>が策定されており、アメリカで活用されている。同モデルは、まずは、正確なリスク・アセスメントにより女性犯罪者のリスクの高低及びリスク・ファクターを特定し、そのリスクの高低に応じた強度／頻度で、リスク・ファクターに焦点を当てた処遇を系統立てしていくものである。同モデルにおいては、女性犯罪者のリスク・ファクターに応じて必要な種々の関係機関と連携して処遇を行う。一人のケースマネジャーが主担当となるが、同人が必要な社会内の関係機関とチームになって処遇を行う。

- (2) ピエラ・バルツァノ（Piera Barzano）氏（国連薬物・犯罪事務所（UNODC）司法部事業部門刑事司法改革専門家）
- 被拘禁者処遇最低基準規則、形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則（被拘禁者保護原則）、被拘禁者処遇基本原則、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則、拷問及び他の残虐な非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰から被拘禁者及び被抑留者を保護することにおける保健職員、特に医師の役割に関する医学倫理原則及び非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）が犯罪者処遇に係る主要な国連規則である<sup>13</sup>。これらは、全ての者に差別なく適用されるものであるが、特に女性被拘禁者のニーズに対応して作成されてはいない。被拘禁者中、女性の占める割合が少ないため、女性被拘禁者は差別的な扱いを受けたり、実務的な理由により、ルールの基準を満たさない処遇を受けてきた。一方、多くの国で女性被拘禁者の数は増加している。バンコク・ルールズの1条は被拘禁者処遇最低基準規則6条を補完し、男女の実質的な平等を実現するために女性特有のニーズに応じた対応すべきとされているが、これが差別であるとみなされてはならないとする。すなわち、平等という概念は、すべての者と同じように扱うことを意味するのではないということである。
  - バンコク・ルールズの採択に当たって、国連総会は、「多くの女性犯罪者は社会に危害を及ぼさないので、多くの犯罪者と同様、施設拘禁は彼らの社会内再統合をより困難にする」と認めている。よって、バンコク・ルールズは、刑事司法のプロセスにおける非拘禁措置の活用に関する編を設け、東京ルールズをも補完している。
  - 一般的に、女性による犯罪は男性による犯罪と異なる。犯罪の性質、理由、手段、犯行に使用する武器、被害者の選択等が異なる。女性の方が犯罪をする確率が少ないというのは世界共通である。女性の犯罪の動機を見ると、現代ですら、女性は貧困で合法的に収入を得られないことから、生活、特に家族の生活のために窃盗等の犯罪をする。虐

待から逃れるためにやむを得ず犯罪をすることもある。しかしながら、このような女性犯罪についての研究数は少ない。よって、バンコク・ルールズでは、女性犯罪の研究について定めた編もある。

・伝統的に、女性による犯罪はより情緒的であるとの特徴もある。男性社会の節度を守るために、女性の行為（たとえば売春）が犯罪化されていることもある。社会の慣例に従わない女性を呪術（witchcraft）等の罪により処罰する国もある。

・アメリカの2012年の統計では、全被収容者数の8.7%が女性であった。60%が薬物、窃盗又は盗品を扱ったという犯罪であった。15%の受刑者に精神科通院歴があり、40%の者が拘禁以前1年以内に薬物を使用していた。逮捕数のみでは犯罪傾向は理解できない。というのも、強盗や侵入盗で逮捕される女性のほとんどは男性の共犯（恋人や夫の従犯）だからである。

・国際刑務所研究所（International Centre for Prison Studies）<sup>14</sup>の調査によれば、2012年には、214の国で、被収容者における女性の割合は25%から0%であった（25%というのは、モナコの被収容者12人中の3人というものであった。）。平均は2%から9%である。ヨーロッパでの中位数は4.9%である。毎日、10万人の女性が刑事施設で暮らしている<sup>15</sup>。

・バンコク・ルールズは、被拘禁者待遇最低基準規則と東京ルールズにジェンダーの視点が欠けていることから生まれた。成立に当たってはタイ政府が主導した。2010年12月、総会決議65／229により採択された。（バンコク・ルールズの概要については、本稿3に記載したため、省略）

・一般に刑務所は男性を意識した構造となっており、女性特有の情緒的ニーズ、幼い子どもや家族に頻繁に会うニーズに応えてない。一般的に刑務所は重警備な環境であるが、このような警備は女性には必要がない。

・世界中で、被収容者1,000万人中、約50万人が女性であるといわれて

おり、これは、被収容者全体のうち小さな割合である。女性被収容者数が少ないため、少数の大規模な女性収容施設に女性を収容している国が多い。国全体に多数の小規模の女性収容施設を建設すべきか、少数の大規模な女性収容施設に女性を集中的に収容すべきかについては、議論が分かれるところで、国の面積、女性被収容者の人口にもよるところがあるが、一般的に、女性はその収容施設の少なさから、居所から遠方に収容されていることが多いため、家族から離れたり、裁判所への交通手段がないため、未決拘禁期間が長引くなどの不利益を被ることがある。

・女性被収容者数は増加傾向にある（オーストラリア：1984年から2003年の間、女性は、209%増加、男性は75%増加／英国：1992年から2002年の間、女性は173%増加、男性は50%増加／アメリカ：1977年から2004年の間、女性は757%増加、男性は388%増加）。

・多くの国で、薬物犯罪や軽罪により女性は収容されており、暴力的な犯罪をした者は少ない。世界各国の刑務所への訪問で分かったことは、DVや殺人などで有罪になった女性であっても、その多くは、長期にわたって、本人自身が虐待を受けた結果、自己防衛として夫や交際相手を殺害したということであった。例えば、ある国では、9人の女性受刑者がいたが、うち8人が夫を殺した者であった。

・女性被収容者の多くは薬物依存、アルコール依存の問題を有している。このような傾向も多くの国で見られる。

・売春が犯罪化されている国では、売春の罪により女性が収容されている例もあった。

・あるアフリカの国では95%の女性受刑者が呪術の罪により受刑している。具体的には、女性が呪術によって自分の家族や嬰児を殺したとされている例があった。

・最近、UNODCが女性犯罪者に係る取組について調査等をした国における女性犯罪者の状況及び女性犯罪者待遇に関する取組を数例紹介する。

(キルギスタン) 2012年、9,828人の被収容者のうち318人が女性(3.2%)で、女性矯正施設は1か所のみである。多い罪種は、殺人(98人)、薬物犯罪(86人)である。同国では、女性には終身刑が科されないほか、極めて深刻な罪以外、シングルマザーは、その子が14歳になるまで刑を猶予される。

(レバノン) 5,049人の被収容者のうち245人が女性(5%)である(2012年)。未決拘禁が多い。女性矯正施設は4か所、うち1か所は女子少年施設である。多くの女性受刑者は、刑期7月から3年の間で受刑しており、死刑の者も1人いる。2002年、少年への代替措置(社会内処遇)が導入され、これが成功しているため、成人に対しても代替措置の導入が検討されている。

(パナマ) 被収容者1万4,575人のうち、1,025人が女性(7.0%)である(2012年)。女性のうち70%は薬物犯罪である。19.3%が外国籍女性で、4.7%が先住民なので、マイノリティのニーズに考慮したティラーメイドな処遇が求められる。パナマでは、女性を対象とした教育、職業訓練、郊外作業、文化、娯楽活動、コンピューター教室、スピーチ大会等の様々なプロジェクトが行われている。視覚障害のために本を音読して録音するとの活動もある。このほか、施設内の安全を高めるため、消防士との緊急避難訓練も被収容者を参加させて行われている。これらは、昨年、中央アメリカで過剰収容に端を発する様々な悲劇的な事件があったので、それに対応するために行われているものである。

(ロシア連邦<sup>16)</sup> 被収容者86万4,000人中6万9,000人(8.3%)が女性である(2010年)。過剰収容が大きな問題となっている。刑務所はコロニーと呼ばれ、広大な国土に広がっているので、家族面会が非常に困難である。入浴(シャワー)日が週に1度である等、衛生面での問題があるほか、結核治療ができるコロニーが1か所しかない等、医療面でも問題がある。また、子どもを同伴できるコロニーは全国で2か所に限られる。トイレ、シャワー室等のプライバシーが

守られていないことも問題となっている。

(シエラレオネ) 被収容者2,537人中79人(3.5%)が女性である(2011年)。裁判手続が遅滞し、休廷が多く、未決被収容者の率が高い。同国では、1916年の窃盗法に基づき、債務不履行が「悪意の横領」という罪に問われる。市場等で小規模の小売業をしている女性が生活苦のため、債務不履行となり「悪意の横領」により収容される例が多く、女性受刑者の10%が同罪により受刑している。この問題は、シエラレオネに限らず、周辺諸国にも存在する。このほか、夫が犯罪をして逃走した場合に、妻が代わりに逮捕されることがあるという。このような問題を含め、ドイツのNGOのアドボケイド(AdvocAid)という団体が、同国内でバンコク・ルールズの普及啓発活動を行っている<sup>17)</sup>。

(アフガニスタン) 被収容者2万4,613人中、女性は79人(2.8%)である(2012年)。女性被収容者のうち、いわゆる「倫理犯罪」で収容されているものがいる。アフガニスタンは、ジェンダー開発指数(GDI)、ヘルスケア指数、識字率が低く、教育、結婚は伝統的な習慣によって決定され、女性の生活・人生の全てが権力を持つ父親又は夫によって決められ、女性の貞操が強く求められ、若くして結婚させられるという。近年、刑務所人口が増えていることについて、伝統的仕組み(ディルと呼ばれる金銭を介した民間での紛争解決)から正式な刑事司法制度への移行があるが、男性中心で女性に不利益に紛争解決がなされるよりは、正式刑事手続により処罰される方が女性に公平な扱いがなされる可能性が高いので、望ましいことである。

以上、多くの国で、女性は、刑事司法手続や被収容場面において、不当な扱いを受けるなどの問題を抱えている。問題及び解決方法は国によって異なるが、他の国の経験から学ぶべきことは多い。バンコク・ルールズは女性被収容者の処遇や代替措置の適用について加盟国にガイダンスを与える国際規則である。UNODCは、世界中にバンコク・

ルールズを普及し、この実施を促進していく所存である。

(3) ナティー・ティッサワン (Nathee Chitsawang) 博士 (タイ王国法務研究所副所長)

- ・タイの被収容者数は年々増加している。2012年は男性が19万9,951人、女性が3万5,344人であり、男女比が6:1であった。タイの女性刑務所の過剰収容の背景には、薬物犯罪の増加と刑務所数の不足がある。8つの女性刑務所及び21の女性収容ユニットがある。また、施設職員数、特に女性職員数が不足している。タイの女性受刑者の罪種を見ると、81.88%が薬物事犯、13.41%が財産犯である<sup>18</sup>。
- ・タイの女性受刑者（2万5,912人）中の薬物事犯者（2万1,189人）を薬物の種類別にみると、そのほとんど（2万235人）がメタンフェタミンである。また、薬物事犯者を態様別にみると、使用が415人、所持が2,047人、使用及び所持が2,208人、販売が6,973人、販売目的所持が8,704人である<sup>19</sup>。
- ・タイの女性受刑者（2万5,912人）を年齢別にみると、最も多いのが20代（1万94人）、次に30代（8,857人）、40代（4,763人）と続く。刑期別にみると、2年から5年が9,280人、2年未満が6,580人、5年から10年が4,178人と続く<sup>20</sup>。
- ・タイの女性刑務所での処遇プログラムは4種に分けられる。①教育（初等教育から修士号、外国語、職業教育）、②職業訓練（手芸、調理、ファッショングデザイン、タイマッサージ等）、③余暇及び精神的な発達（美術、スポーツ（ボクシング等）、④音楽（合唱）、瞑想等）、所内生活の改善プロジェクト（カムランジャイ・プロジェクトの一環として、社会復帰をスムーズにし、出所後速やかに社会復帰できるよう、釈放する前に就労予定先に外出できるとのシステムを含む。）を実施している。その他、各種行事（合唱大会等）も実施している。いわゆる「懲役刑」でないので、受刑者に関する、法的に刑務所内で労働や何等かの活動を義務付けられているわけではないが、施設内の生

活を意義あるものとするため、多くの魅力的な活動を用意し、女性被収容者に何等かの有意義な活動をさせられるように努めている。

- ・2006年から、女性被収容者の所内での生活を改善することを目的としたカムランジャイ・プロジェクトがパッチャラキティヤパー王女主導で行われた。同プロジェクトから得た教訓は、①女性には、男性とは異なる特別な処遇上のニーズがあること、②非暴力的な犯罪者が多く、むしろ、暴力の被害者である者が多いこと、③女性被収容者の中には、施設に収容される必要が少ない者がいること、④国民の女性刑務所又は女性被収容者に対する否定的な態度があること、⑤女性被収容者の中での生きにくさは、世界中で共通のものであるので、国際的なスタンダードが必要であることであった。このような教訓から、バンコク・ルールズの成立を目指すこととなった訳である。
- ・タイにおいてバンコク・ルールズの実施のために改善した点は①過剰収容解消のため、試行的に電子監視を開始（未決段階の者に対する電子監視付の自宅拘禁、刑を猶予された者に対する電子監視を併用した保護観察の実施）<sup>21</sup>、②仮釈放及び保護観察の積極活用、③ラチャブリ中央刑務所をモデル庁とし、バンコク・ルールズへの積極的な取組を実施、④刑務所職員の訓練の強化、⑤バンコク・ルールズ実施に係る調査研究の実施等である。
- ・さらに、私は、バンコク・ルールズの実施を推進するため、タイの矯正研修所の女性職員200人に対して、アンケート調査を行い、バンコク・ルールズの推進に必要な事項を聴取した。
- ・タイの女性刑務所からの出所者の再犯率は10.11%<sup>22</sup>、男女合わせた再犯率が13.64%であり、アメリカやイギリスの再犯率より低い。一方で、タイの刑務所に収容されている被収容者の中には、犯罪性の進行していない者（いわゆる低リスクの者）が多く含まれているとの問題がある。現在、タイの女性刑務所で行われている種々の処遇プログラムは、タイの女性刑務所の多くを占める低リスクの被収容者には意義のあるものだと考えている。一方で、再犯リスクが高い者や、処遇困

難な者に対する処遇プログラムは未だ開発されていない。今後は、この種の者に対する再犯防止に焦点を当てたプログラムの開発にも努めなくてはならない。

## 7 国内専門家による講義

今回のセミナーでは、下記のとおり、国内専門家から講義をいただいた（講義順）。

- ・法務省大臣官房施設課長・富山聰氏、同補佐官坂本格太朗氏「女性矯正施設の建築構造等について」
- ・法務省大臣官房参事官・椿百合子氏「日本における女性矯正職員の執務環境改善」
- ・構口リラ病院精神科医・青島多津子氏「こころを病む非行女子・女性犯罪者の治療」
- ・筑波大学医学医療系社会精神保健学科准教授・森田展彰氏「女性の薬物依存症に対する心理的援助」

## 8 見学先機関等

今回のセミナーでは、下記のとおりの刑事司法機関等への見学を行った。

- ・東京地方検察庁
  - ・法務省
  - ・東京地方裁判所
  - ・最高裁判所
  - ・広島少年鑑別所
  - ・和歌山刑務所
  - ・西本願寺白光荘
  - ・愛光女子学園
  - ・東京保護観察所立川支部
- （以上、訪問順）

## 9 グループワークショップにおける議論・提言内容

今回のセミナーにおいて、セミナー参加者は2グループに分かれ、7回にわたって討議を行い、その結果を報告書に取りまとめた。その概要は次の通りである。

- (1) 第1グループ（人権保護の観点からのバンコク・ルールズの実施について）

第1グループは、女性犯罪者の人権の保護に焦点を当てて、バンコク・ルールズを実施するための提言事項を策定することを目的として討論した。①女性犯罪者の人権を保護するための性差への配慮（Gender Sensitivity）、②（矯正施設内に）同伴する子ども、③ヘルスケア、④女子少年へのケア、⑤外国人や少数民族への配慮、⑥人事上の配慮、⑦調査、研究、⑧（矯正施設の）安全、⑨社会との関係に分けて検討した。その結果、多くの国において、矯正施設が女性被収容者を意識してデザインされていないなど、「性差への配慮」に十分なプライオリティが与えられていないことや、過去10年間、女性被収容者の数が増加しているにもかかわらず、女性犯罪者を意識した政策は各国でさほど積極的に行われていないことが明らかになった。

そこで、第一グループでは、女性犯罪者（主として被収容者）の処遇の改善のため、以下のとおり提言した。

- ・政府が女性犯罪者の特性についてさらなる調査研究をし、女性特有のニーズに沿った政策を立案すること。
- ・女性矯正施設の職員に対し、女性被収容者処遇に特化した研修を提供すること。さらに、女性矯正職員の執務環境が改善されるべきこと。
- ・警察、検察、裁判、矯正保護の連携を強化し、代替措置を充実化させ、過剰収容を解消すること。
- ・女性被収容者の収容状態につき、司法又は人権保護機関・団体による定期的な監査を行うこと。
- ・市民に対する啓発活動を活発化し、処罰の在り方は拘禁だけではないことにつき市民の理解を深めること。

- ・比較的小規模で、より地域に密着した女性矯正施設を建設すること。  
これにより、女性被収容者の家族との面会が容易となること。
- ・女性被収容者のニーズに合わせ、医療サービス（特に婦人科と精神科）を各施設で提供できること。
- ・女性処遇に係る意思決定プロセスに関与できる本省のしかるべきポストに女性幹部職員を配置すること。
- ・女子少年は、成人女子被収容者と分離され、年齢に応じたプログラムが与えられるべきであること。
- ・矯正当局は、メンタルヘルスや薬物依存治療、雇用主等、公共部門・民間部門を問わず関係機関と連携し、釈放後も、引き続き、必要なケアを受けられるようにすること。
- ・警察、検察、裁判、矯正保護を始め、全ての国際・国内機関が、女性犯罪者処遇を改善するための「バンコク・ルールズ」に注目するべきである。

(2) 第2グループ（再犯防止に焦点を当てた女性犯罪者のための処遇について）

第2グループは、女性犯罪者の再犯を防止するための処遇プログラムについて、①女性による犯罪の特徴、②女性犯罪者の効果的な分類・アセスメント方法、③女性犯罪者に必要な処遇プログラムの在り方、④その他、処遇プログラムを取り巻く問題の4項目に分けて検討・討論した上で、以下のとおり提言した。

#### アセスメント

女性犯罪者の再犯可能性及びニーズを的確に把握するため、女性専用に開発された保険数理式アセスメントツールを使用すべきである。女性のアセスメントを行う際は、被虐待歴、生理学（妊娠・出産）、メンタルヘルス（鬱、気分障害、自傷行為）には特段の注意を払わなければならない。

#### 処遇プログラム

女性犯罪者の再犯を減少させるための処遇プログラムは、女性特有のニーズに焦点を当てて行われなければならない。女性犯罪者のニーズは、多面的で複雑であるので、女性犯罪者の処遇に当たっては、心理学、メンタルヘルス、社会的背景、対人関係等の様々な要素を含んだ包括的（holistic）なアプローチが必要である。

科学的に効果があるとされている認知行動療法が活用されるべきであるが、その場合でも、女性のトラウマにも配慮した方法でなされなければならない。女性の更生への配慮は、裁判段階からなされるべきであり、より多くの社会内処遇が活用されるべきであるし、拘禁刑に処した場合でも、仮釈放が積極的に活用されるべきである。

#### 処遇環境の整備

女性犯罪者に対するアセスメントと処遇を充実させるには、より広い視野からの努力が必要である。

必要な資源（金、人）の配分が必要である。より地域に密着した女性矯正施設の新設や女性犯罪者処遇の専門家が育成されるべきである。当然、前述した女性犯罪者専用のアセスメントツールを使用できる心理技官や必要な面接技法を習得した面接官が必要である。

女性犯罪者処遇に係る調査研究を発展させなければならない。国内の関係機関のみならず、国際的にも得られた知見を共有しなければならない。

女性犯罪者の処遇の充実化のためには、官民間わず、関係機関と強固なパートナーシップを築かなければならない。また、国民に対しても女性犯罪者の置かれた現実やその更生を社会で支えていくことにつき、理解が得られるよう広報活動を行わなければならない。

#### 10 終わりに

アジ研の国際研修は、海外専門家や国内専門家、見学先機関、海外・国内セミナー参加者及びその派遣組織、国際協力機構、アジア刑政財団及びその支部、ボランタリー・グループ等の無私で献身的な協力・支援

に支えられている。今回のセミナーが成功裡に終わったのもこれらの方々のお蔭である。セミナー主任教官として、厚く感謝申し上げたい。

(国連アジア極東犯罪防止研修所教官)

1 筆者による仮訳。原題は United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (the Bangkok Rules)

2 バンコク・ルールズについては、日本語訳が未だ作成されていないため、用語等につき不適切なものがある場合は、御容赦願いたい。

3 Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners. [http://www.unodc.org/pdf/criminal\\_justice/Compendium\\_UN\\_Standards\\_and\\_Norms\\_CP\\_and\\_CJ\\_English.pdf](http://www.unodc.org/pdf/criminal_justice/Compendium_UN_Standards_and_Norms_CP_and_CJ_English.pdf) からダウンロード可 (英文)。

1957年国連経済社会理事会で承認された国連規則で、一定水準の居住設備・衣類等の保障、医療の保障、残虐な懲罰の禁止、施設等への不服申立ての権利、家族等との通信・面会の権利、受刑者処遇の目的が社会復帰にあること、処遇の個別化と分類処遇等、あらゆる種類の被拘禁者の処遇及び施設の管理についての最低基準を示したもの。[http://www.unafei.or.jp/activities/kensyu\\_127.htm](http://www.unafei.or.jp/activities/kensyu_127.htm)

4 United Nations Standard Minimum Rules for Non-custodial Measures (the Tokyo Rules). [http://www.unodc.org/pdf/criminal\\_justice/Compendium\\_UN\\_Standards\\_and\\_Norms\\_CP\\_and\\_CJ\\_English.pdf](http://www.unodc.org/pdf/criminal_justice/Compendium_UN_Standards_and_Norms_CP_and_CJ_English.pdf) からダウンロード可 (英文)。

1990年に国連総会において採択された国連規則。第8回国連犯罪防止会議（コングレス）の勧告に基づき、様々な形態の非拘禁措置の在り方についてのガイドラインと基本が示されている。東京ルールズは、刑務所の過剰拘禁から生ずる問題を軽減し、かつ犯罪者の社会復帰を促すために、社会内で実施可能な措置を拡充することを通して、拘禁の使用を減少させ、刑事司法運営を合理化することを目指すものである。[http://www.unafei.or.jp/activities/kensyu\\_121.htm](http://www.unafei.or.jp/activities/kensyu_121.htm)

5 本稿において、「被収容者」という用語は、一般的な意味で用いており、未決、既決を問わず、犯罪に関連してあらゆる場所で自由を制限された者について使用している。一方、「被拘禁者」という用語は、被拘禁者処遇最低基準規則序則第4の(1)で規定されているとおり「あらゆる種類の被拘禁者、すなわち、刑事被拘禁者もしくは民事被拘禁者、未決被拘禁者もしくは確定被拘禁者、さらに「保安処分」または裁判所の命ずる矯正処分に付された者」を示し、本稿では、国連規則に関する記述をする際に使用した。被収容者のうち、刑が確定した後の者のみを指す場合は「受刑者」とした。「被収容者」に加え、犯罪に関連して非拘禁措置を受けている者をも含むときは、「犯罪者」とした。

6 セミナー参加者の報告のうち、いくつかはアジ研のリソースマテリアル及びアジ研のホームページ (<http://www.unafei.or.jp>) に掲載される予定である。なお、本稿に記載したものは、セミナー参加者からの発表そのものを転記したものではなく、他の公表資料等により補足したものを記載している。なお、特に断りのない限り、本稿では、女性成人犯者について記載している。

7 本稿 6 の(1)参照。

8 海外専門家の講義録は、アジ研の発行する「リソースマテリアル」及びアジ研ホームページ (<http://www.unafei.or.jp>) に掲載予定である。

9 RNR モデルは、Risk Needs Responsivity Model (リスク・ニーズ・反応性モデル) の略。なお、本文中の RNR モデルの説明は、ヴァンフォーヒス博士の講義録に加え、James Bonta, 2012, The RNR Model of Offender Treatment: Is There Value for Community Corrections in Japan? 及び同稿の和訳（更生保護学研究創刊号）を参考とした。なお、ヴァンフォーヒス博士は、講義において「複雑化を避けるため、反応性については講義で触れず、リスクとニーズについて話す」旨を述べていた。

10 Andrews, Don A. and James Bonta. 2010. The Psychology of Criminal Conduct, 5<sup>th</sup> Edition.

11 動機づけ面接 (Motivational Interviewing, MI) は、ウイリアム・R. ミラー (William R. Miller), スティーブン・ローリック (Stephen Rollnick) の提唱によるもので、1991年、両氏によって、その基本的なアプローチ、臨床的な手続がまとめられた。クライアント中心かつ目的志向的な面接のスタイルによってクライエントのアンビバレンス (相反する感情や態度) を探り、それを解消する方向に行動の変化を促していく技術である。元々はアルコール依存の分野から開始され、近年はさまざまな領域に応用され、その効果を示すエビデンスが蓄積してきた。日本では、なごやメンタルクリニックの原井宏明氏 (<http://harai.main.jp/index.html>) が著名である。

12 Van Dieten, Marilyn. 2008. Women Offender Case Management Model. Washington DC: National Institute of Corrections

13 全て英文であるが [http://www.unodc.org/pdf/criminal\\_justice/Compendium\\_UN\\_Standards\\_and\\_Norms\\_CP\\_and\\_CJ\\_English.pdf](http://www.unodc.org/pdf/criminal_justice/Compendium_UN_Standards_and_Norms_CP_and_CJ_English.pdf) で入手可能

14 [http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb\\_stats.php?area=all&category=wb\\_female](http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb_stats.php?area=all&category=wb_female).

15 Kyiv Declaration on Women's Health in Prison in Women's Health in Prison, Correcting gender inequity in prison health, United Nations Office on Drugs and Crime and World Health Organization-Regional Office for Europe, 2009, p.1

16 ロシア連邦については、国連 NGO であるピナル・リפורーム・インターナショナル (Penal Reform International, PRI) による調査とのことである。PRIについては、<http://www.penalreform.org/about> 参照

17 Alison Thompson and Sabrina Martoni, AdvocAid (2012), Women, Debt & Detention: An Exporatory Report on Fraudulent Converson and the Criminalisation of Debt in Sierra Leone

18 The Centre of Prisoner Statistics, Planning Division, Department of Corrections

19 同上

20 同上

21 刑事手続法89条、246条の改正による

22 The Centre of Prisoner Statistics, Planning Division, Department of Corrections